

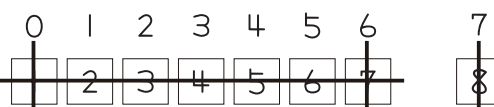
# 平成29年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月1日(木)から7月10日(月)までに

## ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) ☐ 枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法>  訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。

(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。

なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。

- (3) 領収済通知書の☐ 枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。  
(4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

- ・ 特別加入者が給付基礎日額を変更する場合は、年度更新期間中に給付基礎日額の変更申請の手続が必要になります。

《労働保険お知らせページ》

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/980916\\_1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html)

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～  
是非ご利用ください。(詳しくはP.34を参照)